

令和4年度第2回庄内警察署協議会の開催

日 時	令和4年9月30日(金)午後2時から午後3時までの間
場 所	庄内警察署大会議室
出席者	協議会委員：会長以下5名 警察署員：署長以下5名
議 題	警察活動に関する意見・要望について

【協議内容等】

委員からの意見等	警察署の回答
<p>高齢者の免許更新時の検査について、教えてほしい。</p>	<p>75歳以上の高齢運転者が免許証の更新を受けようとするときは、高齢者講習のほかに認知機能検査を受けなければならず、この検査で認知症のおそれがあると判定された場合は、医師の診断を受ける必要があります。</p> <p>また、令和4年5月13日に施行された改正道路交通法では、免許更新時、75歳以上の普通自動車対応の免許を受けている者で、過去3年以内に交通事故につながりやすい一定の違反をした者は、運転技能検査の受検が義務付けられました。</p> <p>警察では、高齢運転者対策として、各種活動を通じて、免許をお持ちで認知症の疑いのある方を発見した場合は、家族を含めた自主返納等の対策を進めています。</p>
<p>運転免許の返納について、大型免許しか持っていない場合、返納してしまうと全ての車が運転できなくなってしまうのか教えてほしい。</p>	<p>大型免許しか持っていない方が運転免許を返納する場合には、下位の免許（中型、準中型、普通等）を受けたい旨を申し出ることができます。その場合には、運転免許証の交付手数料が必要となります。</p> <p>また、大型免許返納手続の後、同時に運転免許証の更新手続をする場合は、改めて視力検査等を行い、基準を満たしていれば申出のあった下位の免許に更新を行います。その場合には、運転免許証の更新手数料は必要ですが、交付手数料は不要となります。</p>
<p>町内の道路にペイントされている縁石</p>	<p>町道に設置された縁石の路面標示は、</p>

<p>の絵のようなものがあるが、その目的について教えてほしい。</p>	<p>通行車両の速度抑制を図り、歩行者の安全を確保するために、道路管理者が設置したものです。小学生の通学路となっている町道に歩道が設置されていないことから、学校、教育委員会、道路管理者等で協議がなされ、設置に至りました。</p> <p>警察では、毎年、関係機関と通学路の合同点検を実施しており、危険箇所の情報等を共有して安全対策の強化を進めています</p>
<p>週末の夕方から夜にかけ、バイクの暴走運転が見られるので取締りを強化してほしい。</p>	<p>警察では、幹線道路を中心として、夜間休日もパトカーの姿を見せる警戒と取締りを実施しており、消音器不備のバイクが走行していた場合は、交通違反としての検挙を念頭に職務質問し、消音器の確認等を行います。</p> <p>また、巡回連絡や各種警察活動を通じて暴走バイクの運転者の把握に努めるとともに、適正な走行に矯正させる指導を行っています。</p> <p>今後も、検挙と更生の両面による対応に努めていきます。</p>
<p>庄内町における夏休み中の青少年の様子はどうだったのか、教えてほしい。</p>	<p>夏休み期間中、小中高生の少年補導はありませんでした。</p> <p>8月11日には、2年程コロナ渦で開催されていなかった庄内氣龍祭にも多くの子供が参加して大変盛況でした。</p> <p>夏休み中にあった脅威事犯は1件で、子供を対象とした声かけ事案や少年犯罪の発生もありませんでした。</p>
<p>庄内署管内で、コロナ禍の影響等による家庭内における児童や高齢者への虐待、DV等の発生はあるか。</p>	<p>コロナに起因するDV事案や高齢者及び児童への虐待事案は、今年4月以降、管内において発生はありません。</p> <p>ただし、コロナの影響かは不明ですが、家事に対する不満が発端となった高齢者虐待事案や、夫婦間の口論が児童の面前で行われたため心理的虐待に当たるとして児童相談所に通告している事案など、日頃の生活におけるストレスが原因の事案は発生しています。</p>
<p>○ 月山登山者の救助活動時における隣接署や消防、航空隊（ヘリ）との役割分担及び連携体制 ○ 立谷沢地域の山菜採り等での行方不明者の捜索における庄内町山岳遭難救助隊との救助活動や合同訓練の実態</p>	<p>○ 警察で山岳遭難事案を認知した場合、消防及び庄内町役場と連携を図り、県警ヘリがっさんや防災ヘリもがみの出動要請、庄内町を通じた捜索救援隊への出動要請、警察や消防等による捜索隊の編成等、救助体制を構築します。</p>

<p>について教えてほしい。</p>	<p>月山は、頂上が当署管内ではありませんが、鶴岡署、寒河江署管内の場所もありますので、遭難場所によっては隣接署と連携し捜索隊を編成して対応します。</p> <p>○ 当署では、署員1名を県警の山岳救助隊員に指定し、隊員を中心とした山岳遭難救助訓練を実施しています。</p> <p>令和3年7月及び令和4年2月、要救助者の捜索救助訓練、搬送訓練、資機材の使用訓練等を実施しました。</p> <p>関係機関との合同訓練は実施していませんが、令和4年7月、関係機関関係者による情報交換会を実施し、山岳遭難が発生した際の対応等について情報共有を図っています。</p>
<p>10月から、110番通報システムが変更になると報道されているが、山形県警においてはどうなのか。</p> <p>また、その概要について教えてほしい。</p>	<p>令和4年10月1日より、110番の通報者が自身の端末を使用して現場の映像や画像を送信できる「110番映像通報システム」が全国警察で一斉に試行運用されます。</p> <p>概要は、</p> <p>○ 110番通報を受理した通信指令室担当者が必要性を判断した上、通報者に映像等の送信が可能かどうか確認する</p> <p>○ 通報者が同意した場合は、通信指令室担当者が、通報者のスマートフォン等にSMSでワンタイムURLを送信する</p> <p>○ 通報者がワンタイムURLにアクセスし、通信指令室担当者から口頭で伝えられるアクセスコードを入力しシステムにログインする</p> <p>○ 通報者のスマートフォン等のカメラ機能が起動し、通報者は映像等を撮影して通信指令課に送信する</p> <p>というものです。</p> <p>留意事項として、撮影対象となる当事者や車両のプライバシーを侵害しない撮影をするなどの配慮が必要です。</p>